

○文部科学省令第四十三号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

文部科学大臣 萩生田光一

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止物質)</p> <p><b>第二条</b> 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書一（二千二十一年の禁止表（二千二十一年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。（国際規約に違反する行為）</p> <p><b>第三条</b> 法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的の使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的の使用に係る除外措置に関する国際基準」〔二千二十一年一月一日発効〕から抜粋）に定める治療目的の使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。</p>	<p>(禁止物質)</p> <p><b>第二条</b> 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書一（二十年の禁止表（二十年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。（国際規約に違反する行為）</p> <p><b>第三条</b> 法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的の使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的の使用に係る除外措置に関する国際基準」〔二十年一月一日発効〕から抜粋）に定める治療目的の使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百九号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久



様式第一号(第十三条関係)(表面)

(様式1-1)(表面)

様式第一号(表面)を次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	満( )歳
③電話番号					
申立事項	④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 離職又は第3条第1号に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2. 第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
令和 年 月 日					
都道府県等の長 殿					
					申請者氏名

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
 ○経済産業省令第八十九号  
 統計法(平成十九年法律第五十三号)第五十六条の二の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年十二月二十五日  
 経済産業大臣 梶山 弘志  
 商業動態統計調査規則の一部を改正する省令  
 商業動態統計調査規則(昭和二十八年通商産業省令第十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正後	改正前
第五條 [調査事項] 第五條 [略] 255 [略] 一、四 [略] [削る] 五、法人番号	第五條 [調査事項] 第五條 [略] 255 [略] 一、四 [略] 商品手持額 五、法人番号	第五條 [調査事項] 第五條 [略] 255 [略] 一、四 [略] 商品手持額 五、法人番号

附則

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 調査の期日がこの省令の施行の日前に属する商業動態統計調査については、なお従前の例による。  
 ○国土交通省令第百号  
 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十条及び第四十一条の規定を同法第九十九条において準用する場合を含む。、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条、第九十九条の三第一項、第三項第一号及び第五項並びに第四十条並びに道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)第二条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年十二月二十五日  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

第一条 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令  
 (道路運送車両の保安基準の一部改正)  
 第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものに当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
第二条 (長さ、幅及び高さ) 第二条 (略) 2 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。  一 外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第六項の装置 その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満、その自動車の高さから三百ミリメートル未満	第二条 (長さ、幅及び高さ) 第二条 (略) 2 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。  一 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに第四十四条第六項の装置	第二条 (長さ、幅及び高さ) 第二条 (略) 2 次の掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、第一号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から二百五十ミリメートル以上、その自動車の高さから三百ミリメートル以上、第二号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から百ミリメートルを超えて突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置(自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。)に限り、被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートルまで突出することができる。  一 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに第四十四条第六項の装置